

判例研究

〔商法 五八三〕 残余財産の分配と決算報告承認決議の無効

(東京地判平成二七年九月七日)
平成二六(ワ)二六三七八号、株主総会決議無効確認等請求事件
判例時報二八六号二三頁、判例タイムズ一四二号三七一頁、
金融法務事情二〇四二号八八頁、金融・商事判例一四九二号五〇頁

〔判示事項〕

一 残余財産の分配を受ける権利に関する事項について全

株主が同意している場合には、会社法一〇九条二項の定

款変更のための特殊決議があつたものと同視することが

できるから、その同意に従つて残余財産の分配を行うべ

きである。

二 その存否および額について争いのある債権に係る債務

について、その弁済のために財産を留保することなく残

余財産の分配をしたことは、会社法五〇二条に違反する。

三 会社法五〇二条に違反する残余財産の分配をしたこと

を内容とする決算報告を承認する株主総会の決議は、そ

〔参照条文〕

一につき、会社法一〇九条二項・五〇四条三項。二・三につき、会社法五〇二条・八三〇条二項。

〔事 実〕

X社（原告）は、環境技術に関するコーディネートやコンサルティング等を業とする株式会社である。Y社（被告）は、平成二十四年二月二六日、X社の有する放射性物

質の除染技術に係る特許およびノウハウを事業化するため、X社の完全子会社として設立された、公開会社でない株式会社である（設立時の資本金二〇〇万円、同時の発行済株式総数二〇〇株）。

平成二五年一月八日、X社とZ社（被告補助参加人）は、福島バイオコンプレックス構想（C構想）に関して、事業提携に関する基本合意書（本件基本合意書）の内容で合意した（本件基本合意）。本件基本合意書は、以下の内容を含んでいる。Z社は、Y社が発行する新株四〇〇株を全部

引き受け、その対価として一億円を払い込み、Y社の発行済株式総数の三分の二を保有するものとする（本件基本合意第二項）。X社は、放射性物質の除染に関して有する知的財産権（ノウハウ、営業秘密等を含む）の全てについて、速やかに、Y社に独占的な専用実施権（期間三年）を賦与するものとする（同第三項）。Y社の解散時における残余財産については、現預金その他の金融資産全てをZ社が、金融資産以外の全ての財産をX社が、それぞれ配分を受けるものとする（同第六項）。

平成二五年一月九日、Z社は、本件基本合意に基づき、Y社に対して一億円を出資し、新株四〇〇株を引き受けた（発行後の株式総数六〇〇株）。

平成二五年一月三一日、Y社の株式（判決文では「原告の株式」となっているが、誤りであろう）について、一株を一〇〇株に分割する株式分割がなされた。同年二月二六日、X社は、保有していたY社株式二万株のうち、二〇〇〇株をB株式会社（訴外）に譲渡した。Z社は、同年三月四日、保有していたY社株式一万株をA社に譲渡したが、同年九月二十四日、A社からその保有していたY社株式四万株を譲り受けた。これらの結果、同日時点のY社の株主およびその持株数（保有割合）は、Z社四万株（六六・七%）、X社一万八〇〇株（三〇%）、B社二〇〇〇株（三・三%）となつた。

平成二五年三月二三一日、X社は、Z社に対し、本件基本

合意を解除する旨を通知した。Y社は、平成二五年一月二〇日開催の株主総会において、X社がY社に対し、本件基本合意に基づく特許権の専用実施権を賦与しなかつたため、Y社の事業遂行が不可能になつたとして、Y社を解散する旨の決議をした。

平成二五年六月一九日、X社は、Y社に対し、X社がY社の関連で支出した、Y社が支払うべき経費（合計二三九万六八五六円）がある旨を、その内訳とともに主張し、同月二六日には、その額が二三九万七二三〇円であるとして請求した（X社は、平成二六年七月四日到達の内容証明郵便でも、同様の請求をしている）。Y社は、このうち一二万四五三三円については、自らが負担すべきものと認め、その余の二一七万二六八七円を争いのある債務として留保した。平成二六年六月三〇日、Y社は、同日時点の残余財産である七九九四万二三七円のうち、前記留保分を除く七七六万七五四〇円について、B社に対してもY社株式の保有割合に応じて二五九万二三五一円を分配し、Z社に対してはその余を分配した。その後、平成二六年七月一〇日、

Y社は、前記留保分についても、B社に対してはY社株式の保有割合に応じて七万二四二三円を分配し、Z社に対してはその余を分配した。Y社は、平成二六年七月一〇日開

催の臨時株主総会において、清算事務が終了したとして、決算報告を承認する旨の決議（本件決議）をした。

X社は、会社法一〇九条二項に従つて定款に定めを置かない限り、Y社は同法五〇四条三項に従い株式の数に応じて残余財産を分配すべきであるとし、X社は定款変更に合意していないのだから、原則どおり株式の数に応じた分配をすべきであると主張した。また、X社は、同社に対する費用支払債務の存否について争いがあつたにもかかわらず、その弁済に必要な財産を留保しないで残余財産を分配した点で、Y社の清算手続は会社法五〇二条に違反し、本件決議はその内容が法令に違反するため無効であると主張した。なお、本判決が、X社の請求のうち、本件決議の無効確認を求める部分を認容したことを不服として、Y社は控訴したが、控訴審（東京高判平成二八年二月一〇日金融・商事判例一四九二号五五頁）は控訴を棄却している。

〔判旨〕

請求一部認容、一部棄却

（1）本件基本合意第六項は、残余財産の分配を受ける

権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行

うものであるから、定款で定めることが必要であるが、そ

と認められる。

の〔会社法一〇九条二項および三〇九条四項の〕趣旨は、……特殊決議によることとして、特に少数派株主の利益保護を図ろうとしたものと解される。そうすると、残余財産の分配に関する属人的な定めについて、定款変更という形式がとられなくても、全株主が同意している場合には、定款変更のための特殊決議があつたものと同視することができるし、他に権利を害される株主がいないのであるから、会社法一〇九条二項の趣旨に反するところはなく、有効であると解すべきである。(なお、このように解さないで、前記の属人的な定めについて、全株主が同意しているのに、定款変更という形式がとられなかつたことのみをもって、その効力が否定されると解することは、禁反言の見地から相当でないと思われる。)

以上によれば、本件基本合意第六項については、本件基本合意締結当時のY社の株主であるX社及びZ社の合意によるものであり、他の株主を害することはなかつたのであるから、残余財産の分配に関する属的な定めとして有効であると解される。」

(2) 本件覚書により、その当時の株主であるX社、Z社及びA社が、本件基本合意第六項の内容で合意したもの

より、残余財産の分配に関する全株主の合意があつたと認められるから、Y社の残余財産の分配については、本件基本合意第六項の内容に従つて行われるべきこととなる。

以上を前提にして、X社に分配すべきY社の残余財産についてみると、……Y社の残余財産に現預金その他の金融資産以外の財産があるとは認められないから、X社に分配すべき残余財産はない。」

二 本件決議についての無効事由の有無について

「清算会社は、清算会社に対する債権の存在を主張する者がいる場合には、債権者が債権の存在及び額についての根拠を全く示さないなどといった特段の事情がない限り、その存否及び額が確定するまでは、相当財産を留保しない限り、株主に対する残余財産の分配を行つてはならず、その存否及び額を確定することに努めるべきものと考えられる。

本件についてみると、X社はその主張する経費に係る債権についての根拠及び額について、具体的に主張していることが認められるし、……これがY社の負担すべき債務となる余地がないことが明らかであるとまでは認められない。

以上によれば、Y社は、X社との間でその存否及び額について争いのある債権に係る債務についてその弁済のための財産を留保することなく、残余財産の分配をしたこととなり、この点において、会社法五〇二条に違反するといわざるを得ない。

そして、会社法五〇二条に違反する残余財産の分配をしたことを内容とする決算報告書を承認する決議は、その内容が法令に違反するものと解される。

よつて、本件決議には無効事由があると認められる。」

[研 究]

判旨の結論に賛成、理由付けの一部に疑問

一 本件の争点は、第一に、公開会社でない株式会社において、残余財産の分配方法につき株主ごとに異なる取扱いをすること（本件基本合意第六項）について、全株主の合意があるものの、会社法一〇九条二項および三〇九条四項所定の定款変更の手続がなされないまま株式会社が解散した場合の、残余財産の分配方法である。同一の問題が争われた公刊裁判例はないようである（川島いづみ「本判決評釈」私法判例リマーケス五四号〔二〇一七年〕八七頁）。

第一に、X社主張の費用支払債務が、会社法五〇二条ただ

し書の「その存否又は額について争いのある債権に係る債務」に該当するか否かである。この点が問題になつた裁判例として、東京地判平成二五年一月二五日（ウエストロー・ジャパン文献番号 2013WLJPCA01258002）が挙げられる。第三に、会社法五〇二条に違反する残余財産の分配をしたことを内容とする決算報告書を承認する株主総会決議の効力である。会社法五〇二条違反の残余財産の分配がなされた場合については、分配を受けた株主に対して清算株式会社が行つた返還請求を認めた事例（大判昭和一一年一二月一七日法律新聞四〇八一号一五頁）や、清算人の注意義務違反を認めた事例（前掲・東京地判平成二五年一月二十五日）があるが、本件のように、決算報告を承認する株主総会決議の効力が争われた公刊裁判例は、これまでなかつたようである（川島〔前掲〕八七頁）。以下、順に検討する。

二 第一の争点について、本判決は、残余財産の分配を受ける権利に関する事項につき株主ごとに異なる取扱いを行うことについて、全株主が同意している場合には、定款変更のための特殊決議があつたものと同視することができ、他に権利を害される株主がないのであるから、会社法一〇九条二項の趣旨（すなわち、特殊決議を要求することに

による少数派株主の利益保護)に反するところはなく、さらに禁反言の見地からも、当該同意は有効と解すべきであるとした(判旨一(1))。

前記の判旨のうち、全株主の同意があれば定款変更のための特殊決議があつたものと同視することができるとした部分について、先行評釈では、これと親和的な考え方を採用した裁判例として、以下のものが挙げられている。すなわち、取締役会の承認を経ずに、全株主の合意のもとで行われた利益相反取引を有効としたもの(最一小判昭和四九年九月二六日民集二八巻六号一三〇六頁)、定款所定の取締役会の承認を経ずに、一人株主の承認により行われた譲渡制限株式の譲渡を有効としたもの(最三小判平成五年三月三〇日民集四七巻四号三四三九頁)、定款または株主総会の決議により報酬額が定められていない場合における、取締役の報酬請求権の有無について、「本件取締役の報酬については、報酬額を定めた定款の規定又は株主総会の決議がなく、株主総会の決議に代わる全株主の同意もなかつたのであるから、……報酬請求権を有するものということはできない」としたもの(最一小判平成一五年二月二一日金融法務事情一六八一号三二頁)などである(北村雅史、「本判決評釈」法学教室四三〇号〔二〇一六年〕一三九頁、

弥永真生「本判決評釈」ジュリスト一四九六号〔二〇一六年〕三頁、武田典浩「本判決評釈」法学新報一二三三巻八号〔二〇一七年〕三二一頁、尾形祥「本判決評釈」金融・商事判例一五一八号〔二〇一七年〕四頁)。これらの裁判例がとつた考え方とは、ある行為をすることにつき全株主の同意がある場合には、その行為につき会社法が要求する手続を履践しなくとも、当該行為を有効とする考え方であると理解できよう(尾形「前掲」四頁)。もつとも、本判決がこの考え方と親和的であるとしても、本件のように、定款変更のための株主総会決議を欠く場合において、かかる考え方を採用した先例はないため、より詳細な検討が必要となる。

本判決の結論は、X社に分配すべき残余財産はないといふものであるが、これに異を唱える先行評釈は見当たらぬ。C構想は、X社が知的財産権の専用実施権をY社に賦与し(本件基本合意第三項)、Z社が一億円をY社に出資する(同第二項)ことにより推進する共同プロジェクトである(松嶋隆弘「本判決評釈」税務事例四八巻八号〔二〇一六年〕五六頁)。その後、X社がY社に専用実施権を賦与しなかつたことが原因で、Y社の事業遂行が不可能になり、Y社が解散したという事実関係に照らせば、本判決の

結論は支持できよう。

しかしながら、理論的な妥当性については、様々な見解が主張されている。まず、定款自治は「定款」か否かではなく、可能な限り「自治」にウェイトを置いて解釈されるべきであるとして、本判決を支持する見解がある（松嶋「前掲」五五頁）。本判決に対する批判としては、①本判決が、一方で「定款変更のための特殊決議があつたものと同視することができる」としておきながら、他方でY社がB社に対し、Y社株式の保有割合に応じて残余財産を分配した点を問題視しないのは、論理的に一貫しない（定款変更のための特殊決議があつたものと同視できるのであれば、B社も本件基本合意に拘束され、残余財産分配に与れないはずである）とするものがある（北村「前掲」一三九頁、弥永「前掲」三頁、川島「前掲」八八頁）。また、本件基本合意は、X社およびZ社を当事者とする株主間契約であるところ、株主間契約の効力は、当事者間の債権的なものにとどまり、対会社関係では効力を主張できないと解するのが一般的である（木下崇「本判決評釈」新・判例解説Watch商法No.92〔二〇一六年〕三頁、川島「前掲」八八頁）。なお、株主全員が当事者である議決権拘束契約に違反する議決権行使によって成立した株主総会決議は、定款違

反と同視して取消しの対象となるとする見解として、江頭憲治郎『株式会社法〔第七版〕』（有斐閣、二〇一七年）三四〇頁）。そのため、②Y社としては、会社法五〇四条三項に従い、株式の保有割合に応じて残余財産を分配すれば足りるし、またそうすべきである、という批判もある（弥永「前掲」三頁）。

前記①②の批判は、「定款変更のための特殊決議があつたものと同視することができる」とする判決文の理論的な不明確さを、本件基本合意の効力が及ぶ範囲の観点から指摘するものである。もつとも、①については、本件裁判所がB社への残余財産の分配を問題視しなかつたのは、本件における争点が、あくまでX社に分配すべき残余財産の有無であり、B社に対する分配の適法性が争われなかつたことも理由の一つであろう。また、仮に本件基本合意第六項の内容が定款に定められた場合であっても、本件基本合意第六項の文言には、X社およびZ社の取扱いについての定めはあつても、B社の取扱いについての定めがない以上、B社には当該定款の定めを対抗できないと解する余地があるかもしれない（弥永「前掲」三頁）。

会社法は、株主全員が書面または電磁的記録により同意したときに限つて株主総会決議を擬制する旨の規定を置く

(三一九条一項)から、この規定を離れて株主総会決議の存在を擬制することは問題であるとの指摘がある。(浜田道代「最一小判昭和四九年九月二六日評釈」江頭憲治郎ほか〔編〕『会社法判例百選』〔第二版〕〔有斐閣、二〇一二年〕一一七頁、北村雅史〔稿〕落合誠一〔編〕『会社法コンメント8』〔商事法務、二〇〇九年〕二四〇頁、武田

〔前掲〕三二二～三三二頁)。本件基本合意には、Y社の定款を変更する意思は明示されていない。加えて、Y社は、B社に対しても株式の保有割合に応じた残余財産の分配を行つたことから、X社とZ社には、本件基本合意の効力を、将来の株主にまで一律に及ぼす意図はなかつたことが推察される。以上のことからすると、X社およびZ社には、Y社の定款変更議案について同意する意思があつたとはいえない。会社法三一九条一項の要件は満たしていないのだから、前記の指摘に鑑みれば、本件では定款変更のための特殊決議を擬制することはできない。会社法一〇九条二項所定の事項は、いわゆる相対的記載事項(会社法三九条)である(森淳二朗〔稿〕江頭憲治郎〔編〕『会社法コンメント1』〔商事法務、二〇〇八年〕三三二頁)。会社法において、定款で別段の定めを置くことができる旨の規定がある場合、その規定は、会社法の規定とは異なる定めをするときは、必ず定款でその旨を定めなければならない趣旨をも含む(同書三三〇頁)。そうすると、本件基本合意第六項の効力は、Y社との関係では無効であり、前記②の見解のところに応じて残余財産を分配しなければならなかつたということになりそうである。

もつとも、X社は、Y社から残余財産の分配を受けても、本件基本合意第六項に基づき、それをZ社に引き渡さなければならぬから、Y社が行つた残余財産の分配の瑕疵は重要ではなく、無効とまでは言えないとの説明や、Y社が行つた残余財産の分配が無効であるとしても、X社がこれを主張することは権利濫用にあたり許されないという説明が可能であるとの見解がある(弥永〔前掲〕三頁)。また、本件基本合意の当事者であるX社およびZ社については、会社法一〇九条二項および三〇九条四項は適用されないと解することで、Y社の行つた残余財産の分配を有効と考える見解もある(尾形〔前掲〕五頁)。後者の見解は、取締役の報酬について株主全員の同意がある場合には、会社法三六一条一項の手続規定(定款の定めまたは株主総会決議)は適用しなくてもよいとの解釈論(以下「手続規定適用否定説」という)。北村雅史「最一小判平成一五年二月

二二日評釈」法學教室三八〇号〔二〇一二年〕一二四〇一
 二五頁)を踏まえた見解である(尾形〔前掲〕六頁注九參照)。手続規定適用否定説は、会社法三一九条一項の要件を満たさない場合に、株主総会決議を擬制する解釈論(以下「株主総会決議擬制説」という)を批判して主張されたものであるが(北村〔前掲・最二小判平成一五年二月二一日評釈〕一二四頁)、会社法の規整に対する例外を認めようという点では、株主総会決議擬制説と軌を一にするように思われる。本件において、会社法一〇九条二項および三〇九条四項の適用を否定する解釈をとる場合には、会社法の例外を認めるに足る理論的根拠が問題になろう。これに對して、前記の権利濫用による説明は、会社法の規整に従いつつ、本判決がとった結論に理論的な理由付けを与えるものであり、賛同できる。

三 第二の争点について、本判決は、債権者が債権の存在および額についての根拠を全く示さないなどといった特段の事情がある場合には、清算株式会社が、その弁済に必要な財産の留保をせずに残余財産の分配を行う余地があることを示唆した点に特徴がある。従来の裁判例および学説には、本判決のように特段の事情に言及するものはなかつた(前掲・東京地判平成二五年一月二十五日、米沢明〔稿〕上 柳克郎ほか〔編集代表〕『新版注釈会社法(1)』〔有斐閣、一九八五年〕五四四頁、得津晶〔稿〕奥島孝康ほか〔編〕『新基本法コメントナール会社法2【第二版】』〔日本評論社、二〇一六年〕五三六頁参照)。

本判決は結局のところ、特段の事情は認められないとして、X社主張の費用支払債権が、「その存否又は額について争いのある債権に係る債務」に該当するものと結論付けた。本件でX社がY社に対して主張したのは、Y社が支払うべき経費がある旨、その金額、および内訳である。さらにX社は、経費の存在および金額の根拠として、請求書や領収書を添付したうえで、Y社に請求した(この事実は、本判決の事実認定から明確に読み取ることはできないが、控訴審判決の判決文第三の三(二)に明記されており、この点の事実認定を控訴審において補正する旨の記述はない)。もしX社が、Y社に対して請求書や領収書を提示せず、單に経費が存在する旨とその金額を主張しただけであつたとすれば、本判決は特段の事情を認めて、Y社の残余財産の分配は適法なものと判断した可能性がある(なお、本件の控訴審判決は、本判決と同じ結論を下したものので、債権を主張する者がその存在および額を清算株式会社に対して示している場合には、清算株式会社が相当額の留保な

しに残余財産を分配することは許されないとして、根拠の有無を問題にしない)。学説は、清算株式会社が、会社法五〇二条ただし書に違反して、争いのある債務につきその弁済に必要な財産を留保しないで残余財産の分配をした場合には、当該会社は、その分配を受けた株主に対して取戻権を有するものと解している(米沢「前掲」五一四頁、得津「前掲」五三六頁)。こうした事後的解決が可能であるとすれば、債権を主張する者が、当該債権の存在および金額の根拠を一切もたない場合には、清算手続の迅速性の要請を優先して、本判決のように、その弁済に必要な財産の留保なくして残余財産の分配を行うことを認めてよさそうである。もつとも、どのような事情があれば財産の留保が不要といえるかは、個別具体的な判断が要求される問題であり、今後の裁判例の蓄積が期待される。

四 第三の争点について、本判決は、会社法五〇二条に違反する残余財産の分配をしたことの内容とする決算報告を承認する株主総会決議(会社法五〇七条三項)は、その内容が法令に違反するため無効であるとした(会社法八三〇条二項)。

裁判例では、資本減少の効力発生前に、当該減少後の資金に基づく貸借対照表を作成し、これに基づく損失処分

案を承認した定時総会の決議が無効とされた事例(大判昭和四年七月八日民集八巻七〇七頁)や、財産の価額の上限規制(当時の商法二八五条)に違反する財産目録を承認する株主総会決議が無効とされた事例(東京地判昭和二九年一一月一日判例タイムズ四三号五八頁)がある。本判決の判断は、前記の裁判例に沿うものである、と評される(木下「前掲」四頁、川島「前掲」八九頁)。しかしながら、前記の裁判例と反対の結論を示した事例(大決昭和四年一二月一六日法律新聞三〇八二号九頁)や、会社の規模に照らして軽微な法令違反を内容に含む計算書類の承認決議を無効としなかつた事例(大阪地判昭和四四年三月二六日判例タイムズ二三五号二五三頁)もある。この問題についての裁判所の立場は、必ずしも確立していないといえよう。学説においては、虚偽の内容を含む計算書類を承認する株主総会決議は無効であるとするのが通説である(本間輝雄「稿」戸田修三ほか「編」「注解会社法〔下巻〕」「青林書院、一九八七年」五六八頁、倉沢康一郎「稿」上柳克郎ほか「編集代表」『新版注釈会社法(8)』〔有斐閣、一九八七年〕八一〇八二頁、片木晴彦「稿」江頭憲治郎・弥永真生「編」『会社法コンメンタール10』〔商事法務、二〇二一年〕三七八頁、久保大作「不正な内容を含む計算書類の承認と

分配可能額算定の関係についての覚書」黒沼悦郎＝藤田友敬〔編〕『企業法の進路』〔有斐閣、二〇一七年〕三八九（三九〇頁）。もつとも、計算書類の承認につき取締役の責任解除効を認めていた昭和五六年改正前商法二八四条が、同年改正で削除されたこと（同年改正の経緯については、倉沢〔前掲〕九〇頁参照）、会社法においては、剩余金の配当は計算書類の内容ではなくなり（平成一七年改正前商法二八一条一項四号、二八三条一項参照）。齊藤真紀〔稿〕森本滋＝弥永真生〔編〕『会社法コンメンタール11』〔商事法務、二〇一〇年〕一一九頁参照）、計算書類の承認が最終事業年度（会社法二条二四号）を決定するための要素となつてること（このこととの関係で、虚偽の内容を含む計算書類を承認する株主総会決議を無効と解する場合の問題点を指摘するものとして、久保〔前掲〕三九〇（三九一頁）を考えると、会社法のもとでも、虚偽の内容を含む計算書類を承認する株主総会決議を無効と解してよいかについては、疑問が残る。

本件のように、会社法五〇二条に違反する残余財産の分配をしたことを内容とする決算報告は、虚偽記載のある決算報告であるという点で、その内容が法令に違反すると説明するものがある（川島〔前掲〕八九頁、尾形〔前掲〕六頁）。しかし、Y社の決算報告に、Y社の清算人が実際に行つた清算事務の内容と異なる内容が記載されていたとの事実認定はなく、Y社の決算報告に、実際の清算事務の内容と異なる記載や、事実の隠蔽があつたとは考えづらい。仮に、会社法五〇二条に違反する残余財産の分配をしておきながら、Y社の決算報告上はこれと異なり、会社法五〇二条に適合するように、X社への弁済を済ませたとの記載をしたというのであれば格別、本件を決算報告の虚偽記載の問題と捉えることはできない。

また、決算報告の前提になる清算事務に法令違反があるときは、決算報告の承認決議がなされたことを要件とする清算人の損害賠償責任の解除（会社法五〇七条四項）を認めるべきではないから、承認決議を無効と解すべきである、という実質的な価値判断もありうるという指摘がある（弥永〔前掲〕三頁）。学説においては、本条による責任解除の制度は、清算人の対会社責任の免除に全株主の同意が必要とされていること（会社法四八六条四項、四二四条）との平仄がとれていないとして、その存在意義に疑問を呈し、会社法五〇七条四項ただし書の「不正の行為」を広く解して、同条本文による責任解除をできるだけ認めない解釈論が主張されている（得津〔前掲〕五四三頁）。この見解に

従つて、会社法五〇二条に違反する残余財産の分配が、会社法五〇七条四項ただし書の「不正の行為」にあたると解した場合には、決算報告の承認決議を無効とするまでもなく、清算人の損害賠償責任の解除は認められない。

清算事務が終了し、かつ株主総会が決算報告を承認すると、清算が結了し、清算株式会社の法人格は消滅する（会社法四七六条。川島いづみ〔稿〕落合誠一〔編〕『会社法コンメンタール12』〔商事法務、二〇〇九年〕二九七頁）。

残余財産の分配が会社法五〇二条に違反する場合には、当該残余財産の分配は無効であるから、その余の清算事務を完了したとしても、法的には清算事務が終了したとは評価できない（具体的には、債務の弁済（会社法四八一条二号）が終了したとは評価できない）。清算事務が終了していないのに、株主総会において決算報告を承認しても、当該決議が何らかの効力を生ずることはないから、法人格も消滅しない（なお、株式会社の清算が結了した旨の登記が存する場合であっても、実際に清算が結了したのでなければ、その登記は実体上効力を生ずることはなく、会社の法人格は消滅しないとした裁判例として、大判大正五年三月一七日民録二二輯三六四頁参照）。この点を確認する手段として、決算報告を承認する株主総会決議の無効確認訴訟

を提起することにつき、確認の利益がないとまではいえない。しかしながら、この場合において、株主総会決議が無効である理由は、法人格の消滅のための法律事実である、清算事務の終了が認められないからであつて、決議の内容が法令に違反するからではないのではないか。この点について、本判決は、決議が無効である根拠を、決議の内容の法令違反に求めており、その理由付けには疑問が残る。

大島 一輝